司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成26年９月30日から１か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年 10 月９日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

氏名　大口　保弘
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第855号
事務所の所在地　大阪市中央区平野町二丁目６番11号
違反行為　登記申請意思確認義務違反

公 示 送 達

再審査請求人　茨城県神栖市波崎3337―１
岡野　一雄

上記の者に送達すべき平成26年雇第７号受給資格関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月９日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成26年雇第７号　受給資格関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成26年９月５日

国営荒川中部土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営荒川中部土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年 10 月９日

農林水産大臣　西川　公也

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営荒川中部土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
２　縦覧期間
平成26年10月10日から平成26年11月10日まで
３　縦覧場所
埼玉県本庄市、深谷市及び大里郡寄居町各事務所

職員の免職処分

海上保安学校　学生　芳賀　淑夫
人事院規則11―４第10条第４号により免職する
平成 26 年９月 30 日

海上保安学校長　船越　良行

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第３０１３５号
仙台市太白区中田２丁目11番66号
申立人　若生芙美子
本籍仙台市青葉区柏木１丁目511番地、最後の住所仙台市太白区中田２丁目27番11号、死亡の場所仙台市太白区、死亡年月日平成24年10月11日、出生の場所仙台市、出生年月日昭和30年６月２日、職業不明
被相続人　亡　若生　康夫
事務所仙台市青葉区一番町１丁目８番10―201号京成壱番町ビル２階
相続財産管理人　弁護士　村上　匠
仙台家庭裁判所

平成２６年（家）第３００９３号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍茨城県ひたちなか市大字高野372番地16、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県東茨城郡茨城町、死亡年月日平成26年２月４日、出生の場所茨城県行方郡玉造町、出生年月日昭和33年８月29日、職業不詳
被相続人　亡　飯田　利彦
茨城県水戸市見川２丁目76番地の20、事務所茨城県水戸市南町２丁目５番24号　榎澤本店ビル３階
相続財産管理人　弁護士　亀田　哲也
水戸家庭裁判所

平成２６年（家）第１１７０号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町709番地１
申立人　群馬県中之条土木事務所長　小板橋信夫
本籍群馬県吾妻郡東村大字箱島村乙376番地、最後の住所不明、死亡の場所不詳、死亡年月日明治41年９月５日、出生の場所不詳、出生年月日明治８年11月15日、職業不詳
被相続人　亡　橋爪　染藏
群馬県吾妻郡東吾妻町大字矢倉626番地
相続財産管理人　田中　智
前橋家庭裁判所

平成２６年（家）第６５６号
東京都港区新橋５丁目22番10号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍埼玉県鴻巣市宮前88番地54、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所埼玉県北本市、死亡年月日平成25年３月10日、出生の場所秋田県仙北郡協和村、出生年月日昭和６年12月27日、職業不詳
被相続人　亡　佐々木啓治
事務所埼玉県鴻巣市本町４―５―９　新井ビル２階　こうのす法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森田　智博
さいたま家庭裁判所

平成２６年（家）第３０１６１号
ドイツ連邦共和国バイエルン州ミュンヘン市ニュンフェンブルガーシュトラーセ137番地
申立人　小林　尚子
フランス国ムルト・エ・モーゼル県ナンシー市レオポルド大通り50番地
申立人　小林　典子
本籍東京都荒川区町屋３丁目７番、最後の住所千葉県我孫子市根戸376番地　302号グローイングコート北柏、死亡の場所千葉県我孫子市、死亡年月日平成26年７月２日、出生の場所福島県相馬市、出生年月日昭和31年２月19日、職業会社員
被相続人　亡　志賀　勝雄
事務所千葉県柏市柏１―５―10　水戸屋壱番館ビル４階　弁護士法人よつば総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　粟津　正博
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２６年（家）第６３２号
千葉県船橋市湊町２丁目10番25号　船橋市役所内
申立人　船橋市福祉事務所
本籍東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目４番地１、最後の住所千葉県船橋市宮本６丁目12番13号スバルハイツ101号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日平成26年４月21日頃から30日頃までの間、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和21年４月25日、職業無職
被相続人　亡　菊地　貞治
事務所千葉県船橋市本町２―１―34船橋スカイビル４階　船橋本町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　仲野千恵子
千葉家庭裁判所市川出張所

平成２６年（家）第７０３７６号
東京都目黒区東山３丁目16番６号パークハイム東山306
申立人　米津　栄一
本籍福島県南相馬市原町区高字大豆柄内63番地、最後の住所東京都練馬区東大泉７丁目50番40―２―202号、死亡の場所東京都武蔵野市、死亡年月日平成20年５月18日、出生の場所福島県相馬郡大田村、出生年月日昭和17年10月３日、職業不詳
被相続人　亡　遠藤　博夫
事務所東京都中央区銀座３―９―19吉澤ビル８階東京21法律事務所
相続財産管理人　弁護士　広津　佳子（登録姓　橘高）
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第７１５９８号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍東京都中央区勝どき６丁目３番、最後の住所東京都中央区勝どき６丁目３番２―3720号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日平成25年11月３日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和42年３月１日、職業不詳
被相続人　亡　馬場　清人
事務所東京都港区虎ノ門２―３―22第一秋山ビルディング７階ひかり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　楠　慶
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第７１５２６号
東京都港区港南２―16―７―2002
申立人　佐藤　博史
本籍東京都杉並区成田東５丁目41番地、最後の住所不詳、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日平成15年10月14日、出生の場所東京市牛込区、出生年月日大正15年５月23日、職業不詳
被相続人　亡　伊藤　敬夫
事務所東京都千代田区神田司町２丁目２番12号神田司町ビル６階岡田・今西・山本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　正
東京家庭裁判所